

令和5年度第1回大府市有識者懇話会 要点記録

日時：令和5年6月28日（水）

午後2時～4時

場所：委員会室1

出席委員（敬称略・五十音順）

委員 小林 直三

委員 住田 敦子

委員 藤原 直子

ファシリテーター（敬称略）

池田 哲也

大府市

市長 岡村 秀人

副市長 山内 健次

教育長 宮島 年夫

企画政策部長 新美 光良

総務部長 間瀬 恵

市民協働部長 近藤 真一

福祉部長 猪飼 健祐

教育部長 浅田 岩男

法務財政課長 平野 陽介

行政管理課長 近藤 豊

協働推進課長 奥村 喜美子

文化交流課長 田中 雅史

福祉総合相談室長 小清水 崇

高齢障がい支援課長 小島 紳也

幼児教育保育課長 山本 貴之

子ども未来課長 川出 陽一

学校教育課長 大山 容加

企画広報課企画政策係長 鈴木 康幸

（事務局）

企画広報課長 太田 雅之

企画広報課広報広聴係長 藤原 美佳
企画広報課広報広聴係主任 樋口 大樹

テーマ

子ども・学校・女性・高齢者・障がい者などを包括する人権に関する理解促進を目指して

1 市長あいさつ

2 市政提案

【人権に関する理解促進を目指して】

- ・ 「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」では市が施策を総合的に推進しなければならないと明記されている。人権施策には中長期的な計画と短期的な計画が必要であると考えられる。計画の策定や改定、進捗状況の確認のために審議会を設置する必要があると思われる。審議会には学識経験者や市民代表を含めることが望ましい。
- ・ 人権施策推進アドバイザー制度については、その制度の具体的な役割を明確にする必要がある。審議会で、アドバイザーが柔軟かつ日常的な助言や提言ができることが望ましい。
- ・ 条例の具体化として、実施運営体制の整備が求められる。
- ・ 「Information Quality Act」（行政機関が公にする情報の質が不十分な場合、市民がその情報の訂正を求める制度）が注目されており、自治体でも必要性がある。
- ・ 啓発研修において、ハイトスピーチに対する社会的地位の相互承認が重要であり、安心感を提供することが大切である。問題は、ハイトスピーチが間接的な害を引き起こし、一般市民の態度や偏見、差別を助長することで社会の分断を生じさせ、安心感を破壊する点にある。
- ・ 現行の法制度は、ハイトスピーチによる害に対応できていない。行政は正確な情報提供や教育啓発を行う必要があり、人権救済のシステムや相談支援の重要性も指摘される。
- ・ 市民社会の強さや地域とのネットワークの構築により、安心して暮らせる社会を実現するためには大学や学生の積極的な参加が必要とされる。
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、公営住宅への入居や転出時の配慮など、様々な場面で適応されるべきであり、大府市が様々な対応をする必要がある。
- ・ 大学進学する子どもたちが困難を抱えている場合、地元自治体と大学が引

継ぎや相談に応じるサポートが必要である。卒業後も大学からのサポートが必要であり、就職などのケアも含めたサポートが求められる。

- ・ 現在、大学には研究教育だけでなく社会貢献も求められている。地方公共団体は大学という資源を活用することが望ましい。市と大学が連携して、大府市が、「人権先導都市」として、周りを引っ張る存在になることを願っている。

【高齢者・障がい者の権利擁護支援の推進について】

- ・ 平成 28 年に「成年後見制度利用促進法」が施行され、認知症により成年後見が必要な人が多いとされるが、実際に利用されている人は少ない。
- ・ 国により、平成 29 年 3 月に「第 1 期成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29 年度～令和 3 年度）を策定し、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担当する中核機関の設置に取り組んだ。
- ・ 「第 2 期成年後見制度利用促進基本計画」（令和 4 年度～令和 8 年度）では、各市町が地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援に取り組んでいる。
- ・ 多職種による合同研修会を通じて、地域の福祉関係者に権利擁護の考え方や成年後見制度について理解を深めさせ、必要な人を中核機関につなぐ。
- ・ 成年後見制度は今後 5 年間で大幅に変わる予定であり、3 つの類型（後見・保佐・補助）の一元化や制度の更新・見直し（後見人の交代や必要な際にスポットで利用できる仕組みなど）に向けた検討をしている。
- ・ 権利擁護支援の推進を通じて、地域共生社会の実現を目指し、権利侵害からの救済と意思決定支援が重要視されている。
- ・ 高齢者を取り巻く状況として、特殊詐欺の被害が増加している。また、高齢者のひとり暮らしや認知症患者の保有する金融資産額が増加している。
- ・ 本人の判断でなく権利や財産が別で決定されることで、権利侵害がある場合があるため、本人らしく生きるための支援が必要であり、地域住民の見守りや関係者の協力が重要である。国は本人への意思決定支援を進めてきたが、今後は県や市町村で推進することになる。
- ・ ご本人の小さな願いを実現するためには意思決定支援が重要である。厚生労働省では、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を公開している。ガイドラインの大きな原則は、「本人に決める力がある」ということが前提であるが、重度の認知症や障がいのある方の場合は判断が難しいこともある。本人が不合理に見える決定でも、それだけで意思決定能力がないと考えてはいけない。

- ・ 国が進める持続可能な権利擁護支援モデル事業では、法人後見の広域的な取り組みや簡単な金銭管理、寄附・クラウドファンディングの活用が示されている。これから成年後見が必要な人が増えていく中での担い手の育成が重要である。
- ・ 身寄りのない高齢者が増える中、病院への入院や施設への入所の際に身元保証人が用意できないケースが増えている。厚生労働省は、身元保証人がいないことを理由に入院や入所を拒否しないよう、通知を出している。身元保証等サービス事業には問題があり、これから、国の実態把握が進められている。

【性の多様性の観点から】

- ・ LGBTQ という単語から SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) という単語に変わってきている。LGBTQ には特定の誰かへの問題が含まれている。当事者だけでなく、当事者でない人々も差別や偏見、暴力などの問題に直面している。
- ・ LGBTQ の認知度は上がっており、自治体の市民意識調査でも理解が進んでいる。
- ・ 当事者やその子どもたちは、生きづらさを感じており、学校や就職活動、恋愛、結婚などで困難を抱えている。また、悩みを打ち明ける場所や仲間が不足しており、生きづらさが複合的に存在する。
- ・ 学校の文化や教師の対応によって当事者が疎外感を抱いたり、からかいやいじめの対象になったりしている。(制服・就職活動時の服装・友達同士の恋愛話が異性愛前提で進むことなどが例に挙げられた)
- ・ 学校の性別に関するルールや基準によって、男女平等と性のダブルスタンダードが存在している。学習指導要領においても性の多様性に関する内容が取り入れられているが、まだ改善の余地がある。
- ・ 性の多様性の観点は国家の重要な要素であり、教科書にも取り入れられつつある。小学校の理科では動物の誕生について学ぶが、受精に至る過程は扱われない。
- ・ ユネスコが作成した包括的性教育の手引書「国際セクシュアル教育ガイド」では、年齢に応じて、性教育を提供することが強調されている。
- ・ 大学でも性的指向に関する問題が取り上げられ、教職員への理解促進やハラスメント対策が進んでいる。
- ・ 愛知県では「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が令和4年4月1日に施行され、性的指向を含む人権の尊重が重視され、相談体制の整備などが行われている。「あいち男女共同参画プラン 2025」によると、ジェンダー平

等とセクシュアルマイノリティーの理解について、重要な位置付けがされている。当事者が「安心」して暮らせる社会の実現を目指すもの。

- ・ 大府市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入は、課題解決への第一歩として大いに評価する。
- ・ 窓口相談員のセクシュアルマイノリティーに関するリテラシー向上が重要である。
- ・ 教職員や市職員への性に関する研修が必要であり、継続的な取り組みが重要である。
- ・ 毎年ミュージアムがせで講演を行っている。子育て中の母親や市民に対して、性に関わる悩みについてのサポートや情報提供が必要である。市民の性の多様性に関する理解促進のため、多様なイベントや講座の開催が重要である。

3 意見交換

- ・ 大府市は、「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」を制定している。既存の審議会の中で、個別具体的に議論していきたい。人権施策推進アドバイザーについても、個別の事案に応じて、設置を進めたい。
- ・ 修学サポートの連続性は非常に大事だと認識している。例えば、不登校児童・生徒について、義務教育の小中学生までは、把握ができるが、高校生・大学生になると、連続した見守りができない状況で、問題意識を持っている。
- ・ 行政が情報を公開することで、誤解が生まれることがある。受け取り手がどう思うかを念頭に、公開情報を修正する必要がある。情報を出すときは、対話を重ねる必要がある。
- ・ 市や学校で相談窓口を設置する際は、守秘義務のルールが徹底されていないといけない。守秘義務のルールが徹底されていないと、アウトティングにつながる可能性がある。
- ・ 身元保証等サービスの課題は国レベルの課題である。例えば、入院や老人ホーム等の施設への入居の際には、ほとんどの場合、身元保証人が必要になる。しかし、近年核家族化が進んだことで高齢者の単身世帯も増えており、誰もが身元保証を頼める相手が身近にいるとは限らない。高齢者世帯もいずれ一人になる。多くの高齢者に大きな不安要素の一つである、緊急時の連絡先、入院費・施設利用料の支払い代行、死後事務の対応など、準備しておくことが重要である。
- ・ SOGI については、若い人に目が行きがちだが、高齢者の人も隠して生活して

いる。介護職員にもそのような観点が必要である。高齢者には関係のない問題という、無意識なバイアスがあるように思う。

- ・ 人権の分野では、空理空論にならないよう、法学分野と福祉分野が協力する方向がある。多職種連携が求められている。
- ・ 「地方から国の政治を変える」という思いで様々な政策を打っている。SOGIについても同様で、大府市では、7月1日からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始する。
- ・ 学校教育もつい最近までは男女共同参画だけが頭にあった。今後、学校教育と、我々の意識改革としての性の多様性の研修もしっかりやっていかなければいけない。
- ・ SOGI への認識は低かった。小・中学校の教育内容に性的マイノリティに対応した内容となっているか確認すると共に、前向きに取り組んでいきたい。
- ・ 全体の業務の3割(年間40回程度)を占めるほど、研修・啓発に力を入れている。知識はバージョンアップする必要がある。人権のみの研修を長くすることは難しいので、他の会合の際に、数分程度PRできる機会をいただくなどの工夫が必要である。短時間でも回数を重ねて継続的に啓発を行うことが重要である。
- ・ 行政主導で人権教育を推進し、「人権先導都市」としての地位を築くことが望ましい。
- ・ 条例では、教育と啓発を大きな柱としている。職員はもとより、地域の方や子どもへの啓発を粘り強くしたい。多様性を認めるのが大府の文化だと言われるようにしたい。